

令和6年8月7日

瀬戸内市議会議長

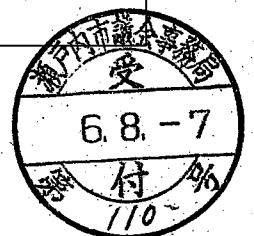
小谷 和志 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和6年8月5日（月）、6日（火）
研修会名	第53回議員の学校 オンライン
開催場所	オンライン
研修内容	8月5日 ゲスト講義 自治体民営化の動向 尾林 芳匡 氏（弁護士） 1. 我が国の自治体民営化 ・地方独立行政法人 →法人格は別法人になり、施設所有は法人、職員は移行される ・放課後子ども教室の問題点 小学校の空き教室活用 3時間で1080円→最低賃金法に違反する ・行政が旗振りでNPOの活用を言い出したら、公共の責任の放棄につながる ・効率性の良い側がいいとされる→こういうときは必ず民間が勝つ ・地方自治体は利益を上げる必要はない ・民間は、物的経費と人的経費は圧縮されながら、利益を生み出さなければいけない



- ・ PFI の問題点

失敗している、他国でも失敗している

国の支援金を取りにいくため地方自治体で実施された

2013 年以降に政策的にどんどん進められた

英語によるごまかし

PFI にしたら、国からお金がおりてくる

- ・ 住民が望むことを実現するのが議員・議会の任務

2, 公の施設の指定管理者制度

- ・ 2003 年地方自治法の改正により営利法人にも可能に

- ・ 公の施設は「住民の福祉を増進する目的」で利用する

- ・ 自治体は正当な理由なく利用を拒めず

- ・ 政府としての歯止め

- ・ 幅広く地方公共団体の自主性にゆだねる

- ・ 公共サービスの水準の確保を要請

- ・ 住民の安全確保に十分に配慮

- ・ たとえば図書館は指定管理者になじまない

- ・ 官製ワーキングプアを増加させた

- ・ 保育の規制緩和

株式会社など民間参入

- ・ 公園の民営化

- ・ 図書館の民営化

実践報告

公共施設再編の最前線から

- ・ 真鶴町話題提供 小林 伸行 氏（神奈川県真鶴町長）

1, 真鶴町と公共施設の概要

2, 真鶴町の公共施設管理の経緯

3, 2023 年 11 月の町長選挙の公約

4, 町長就任後の取り組み

5, 今後の取り組み予定

- ・ 多摩市における公共施設再編 荒井 容子 氏（法政大学教授）

1, 多摩市における社会教育施設等の沿革

2, 公民館の首長部局移管提案と断念

3, 現在の公共施設再編問題

4, 関係審議会の動き

8月6日

集中講義

公共施設再編と自治体財政

森 裕之 氏（立命館大学教授）

・ 議会の2つの役割

1、予算の決定

2、価値（大切なもの）の発展

・ 日本の人口推移予測

全国の約8割の地域で人口が30%以上減少

・ 一人当たりものすごくお金がかかるようになる

・ 地方交付税の算定は人口でしている

・ 公共工事のコストが増加している

・ 公共施設等マネジメントの流れ

・ 合理的な方法は公共施設等の削減

・ 人と人をつなげる仕事が公の仕事、元気を取り戻すために政策をすべきである

・ 公共施設があると住民生活の向上になるが、財政負担は増加する

・ 地方公共団体は公共施設等の建設に伴う公債費、維持管理費、補修費等を負担する

・ 施設を大きくしてしまうと維持費が増加してしまう

・ 公共施設等総合管理計画

各自治体作成している 使っている文言は各自治体違っている
耐用年数もどんだんのびている→80年のところもある

公共施設の老朽化を知るために固定資産台帳をみるのが大事
→未整備の自治体もある

土地は減価しない

改修すると資産が増えたと考える

・ こども・子育て支援事業債の創設

・ 公共施設等の再編と都市計画（日本版コンパクトシティ）

ポートフォリオ分析による施設評価

維持：利用ニーズが高く、建物性能も高い施設

→長寿命化、機能統合等

更新：利用ニーズは高いが、建物性能が低い施設

→建て替え、大規模改修、機能移転等

転用：利用ニーズは低いが、建物性能が高い施設

廃止：利用ニーズが低く、建物性能も低い施設

※これはコミュニティや防災面などの必要性は考慮されていないものである

- ・自治体により状況は違うのでそれぞれの自治体で判断すべき

社会保障政策シリーズ講義

市町村の高齢者政策はどうあるべきか

石川 満 氏（元日本福祉大学教授）

憲法、老人福祉法の規定を再確認する

日本国憲法 前文 平和のうちに生存する権利を有する

第 9 条（戦争の放棄と戦力不保持及び交戦権の否認）

第 13 条（個人の尊重と幸福追求権）

第 25 条（生存権及び国民生活の向上に努める国の責務）

老人福祉法 第 1 条 心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ老人の福祉を図る

第 2 条 生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする

第 3 条 知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする

第 4 条 国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する

第 5 条の 4 実態把握に努め、必要な情報の提供、相談、調査及び指導を行う

第 6 条 社会福祉主事を置かなければならない

個人としての尊重、老人福祉の理念、市町村の責務が軽んじられているのではないか

1, 高齢者の生活実態（国民生活基礎調査、生活保護、年金、家計調査、人口推移）

- ・高齢になるほど貧困率が高くなる
- ・高齢単独世帯の貧困率が高い
- ・国民年金の加入→全額免除者が 43, 6%

2, 認知症高齢者と市町村（認知症高齢者の出現率）

- ・患者数の推移→出現率は増加していく
- ・認知症基本法の制定（令和 5 年 6 月）

3, 高齢者虐待と市町村（虐待件数、基本法、高齢者虐待防止法）

- ・虐待は家庭、高齢者施設などで起きている
- ・相談・通報件数は 38291 件→10 年連続増加
- ・虐待件数は 16669 件→横ばい傾向
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律

- ・法律に基づく市町村の責務

	→相談、指導、助言、安全確認、事実確認、立ち入り調査、専門的に従事する職員確保 ・市町村こそが人権を守る場所である 4, 介護保障と市町村（介護事業所倒産件数、介護人材確保、地域医療介護総合確保基金、介護保険制度改革） ・介護事業所の倒産件数が増加 ・介護職員の必要数→2026年に約25万人不足 ・介護職員が確保できないと事業所も継続できなくなる ・返済免除の奨学金の活用を→都道府県社会福祉協議会で実施している
所感	自治体の民営化に関しては、わが市でも放課後児童クラブや道の駅などの民営化が進んでいる。ほかにも、公立保育園の民営化や公立病院の独立行政法人化を進めようとしたが、議会が反対の意思を示した。効率などが優先されて、民営化が進められようとするが、市民の命と健康を守るために公立がいいものはそのままであるべきと考える。事例報告として2つの自治体からあったが、それぞれの自治体で判断が必要となる。今後も民営化ありきではなく市の動きを注視する必要があると感じた。 公共施設再編と自治体財政に関しては、合併した自治体は特に再編が進んでいる。わが市も統合、廃止などが進んでいる。しかし、住民合意なく進めることは許されない。今後も老朽化する公共施設は増加する。公共施設再編は市民生活の充実につながるものでなければいけないと感じた。 市町村の高齢者政策に関しては、憲法や老人福祉法を改めて読み直すこと、捉えなおすことは大事と感じた。わが市でも介護職員の不足がある。介護事業所は、高齢者の生活を支援する大切な場所であり、今後も必要性が高くなる。倒産が増えているということも報告された。わが市で倒産が起らないように市で支援できる施策を提案していくことも大事であると感じた。